

【安全運転の実技指導】の公表

本件は、一部改正 令和5年 10月10日「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表するものです。

実施時期

入社後、運転士として選任前までに 20 時間以上実施する。

教育担当者

運行管理者・優良乗務員等

実技使用車種

中型バス・小型バス

実技指導の内容

- ①車両の構造や特性に合わせた運転操作(幹線道路走行)
- ②安全な右左折方法(市街地走行)
- ③交通状況に合わせた運転方法(幹線道路・市街地走行・高速道路)
- ④空港や主要観光スポットの団体乗降場の安全乗降
- ⑤危険予測及び回避方法(本社車庫内)

指導ルート

初任運転手 W 指導時期:4/24~4/26 指導車種:小型バス

指導ルート:空港・都内観光スポット等 指導内容:①②③④⑤ 指導者:H、L

初任運転手 S 指導時期:9/18~9/20 指導車種:小型バス

指導ルート:空港・都内観光スポット等 指導内容:①②③④⑤ 指導者:D、L

※指導者

L:運行管理者・乗務歴5年

D:安全統括管理者・乗務歴6年

H:乗務歴10年・観光バス乗務員兼指導員

個人情報保護の観点から初任運転手及び指導者名はイニシャル表記(仮名含)にしておりません。

令和6年11月1日現在